

報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	地方税法の一部改正に伴い、65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法を変更する等に当たり、早急に当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分したのでこれの承認を求めるもの。
<p>【根拠法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）</p> <p>【改正趣旨】 地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>【改正内容】 ◆三田市市税条例の一部改正 個人市民税</p> <p>●給与から徴収する所得割【第44条、第45条】 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができるもの。</p> <p>特別土地保有税</p> <p>●非課税規定の廃止【付則第15条、第15条の2、第15条の3】 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が現物出資に伴い取得する不動産に対する特別土地保有税の非課税措置を廃止するもの。</p> <p>※特別土地保有税は平成15年度以降、地方税法附則第31条により課税停止中 字句整備【第47条、第48条、第58条の2、第59条、第70条、第80条の2、第91条、付則第7条、第13条の2、第16条の4、第20条の4、第20条の5】</p> <p>【施行期日】 平成22年4月1日。ただし、一部は平成22年6月1日。</p> <p>【経過措置】 <b>個人市民税</b> ①別段の定めがあるものを除き、改正後の三田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>②平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。</p> <p><b>法人市民税</b> 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	